

山梨県直営生産緑化樹利用要領

制定 昭和48年 3月 1日

改正 平成12年 4月 10日

改正 平成13年 3月 26日

改正 平成18年 4月 3日 み自第71号

改正 令和 4年12月 6日 森整第1505号

改正 令和 7年 4月 1日 森整第 816号

山梨県直営生産緑化樹（以下緑化樹という）利用は、山梨県財務規則（昭和39年3月31日山梨県規則第11号）に定めるもののほかこの要領による。

第1 目 的

街路、公園、広場等公共施設に緑化樹を供給し、緑の豊かな生活環境の創出を図ることを目的とする。

第2 配付の対象

緑化樹配付の対象は、街路、公園、広場等公共施設を造成管理する県、市町村及び県が必要と認めるものとする。

第3 配付の価格

配付の価格は次のとおりとする。

1 県営事業にあつては無償とする。

ただし国庫補助事業等で緑化事業に財政措置がなされているものにあつては、別に定める価格とする。

2 県営事業以外の事業にあつては、別に定める価格とする。

第4 配付の方法

- 1 森林環境部長は緑化樹の配付対象者（以下「対象者」という。）に配付予定本数を様式1により通知する。
- 2 前項により通知を受けた対象者は、様式2により緑化樹の配付を申請する。
- 3 森林環境部長は提出された実施計画表に基づき検討のうえ、配付本数を様式4により対象者に通知する。
- 4 森林環境部長は、対象者に受領証（様式5）と引替えのうえ緑化樹を引き渡す。
- 5 1及び2によらず申請があったとき、森林環境部長は、1から4に支障がないと認められる場合に承認することとし、様式4により通知する。

第5 対象者の責務

対象者は受領した緑化樹について、善良な管理を行うとともに、植栽が完了したときは、森林環境部長に様式6により報告する。